

別紙

「公文書管理法に基づく利用請求に係る審査基準(案)」に対して寄せられたご意見とご意見に対する考え方

該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
全般	<p>公文書管理法の国会での附帯決議によれば、「十五 宮内庁書陵部及び外務省外交史料館においても、公文書等について国立公文書館と共通のルールで適切な保存、利活用が行われるよう本法の趣旨を徹底すること」(衆議院。参議院では十一に同文あり)とされ、国立公文書館、外交史料館、宮内公文書館においては「共通のルール」において運営がなされるべきだとされている。</p> <p>今回の基準案を見比べると、国立公文書館と外交史料館は文面もほぼ同じものになっており、共通のルールで行う意思がうかがえる。</p> <p>しかし、宮内公文書館は他の2館と文面が異なるものになっている。</p> <p>国会の附帯決議の主旨からすれば、本来この3館の審査基準は「共通のルール」であるべきである。</p> <p>よって、宮内公文書館の審査基準案は、他の2館と同じ文面にするべきものだと考える。</p> <p>特に問題となるのは、国立公文書館と外交史料館の基準案の末尾に記載されている「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」が宮内公文書館の基準案には掲載されていない点である。たとえ天皇の個人情報であったとしても、「公文書」に書かれていた「個人情報」である以上、永久に不開示にすることは法の趣旨にそぐわない。また、国立公文書館や外交史料館では、この表を「目安」として提示しており、この「目安」を宮内公文書館が提示できないはずがない(そもそも「目安」が無ければ、内部審査も行えないはずである)。</p> <p>公文書管理法の第1条には、「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」と書かれている。宮内公文書館は、「その諸活動」を「国民に説明する責務」を果たすために、明確な審査基準を提示するべきである。</p>	<p>宮内公文書館の審査基準案と国立公文書館及び外交史料館の審査基準案との間には、内容面での実質的な差違はないものと理解しております。</p> <p>形式上他の2館の審査基準案との間に差異がみられるのは、宮内公文書館の審査基準案の場合、当庁の既存の審査基準の様式を踏襲したことなどによるものです。</p>